

令和8年度諫早市農業委員会 第3回総会議事録

1 開催日時 令和8年6月26日（金）開会 午後3時00分～閉会 午後4時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員（19人）

会 長 20番 久本純造

会長職務代理者

農 業 委 員	1 番 久 保 繁	2 番 牟 田 直 志	3 番 西 口 雪 夫
	4 番 立 森 和 富	5 番 林 田 芳 信	6 番 平 野 和 敏
	7 番 増 田 真 美 子	8 番 補 伽 文 夫	9 番 森 田 正 男
	10 番 中 島 康 範	11 番 松 本 秀 徳	12 番 江 崎 義 明
	13 番 野 田 浩	14 番 泉 野 政 則	15 番 田 淵 勇 二
	16 番 山 開 博 俊	17 番 池 田 武 弘	18 番 増 山 時 子

4 欠席委員（1人）19番 前田貞松

5 議 案

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する
意見聴取の件
- 第5号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件
- 第6号 次期農地利用最適化推進委員候補者の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 諸岡昌史 次 長 嶋田弘樹 事務職員 久間利彦
事務職員 葉山信太郎

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和8年度諫早市農業委員会第3回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、19番・前田貞松委員から、欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に3番・西口雪夫委員、6番・平野和敏委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号)

議 長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、長野町の農地1筆、1,554㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、27,701㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、小野地区、宗方町の農地1筆、1,291㎡について、耕作を行うため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は1,291㎡です。トラクターや耕運機等の機械は所有しております。また、農業に約15年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約3分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、小野地区、小野島町の農地1筆、1,616㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は25,573.58㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約18年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、中央干拓の農地5筆、計120,146㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は384,670㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約33年間従事され、譲受人事務所から申請地までは車で約10分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、中央干拓農地3筆、計117,895㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は209,601㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有しております。また、農業に約5年間従事され、借受人事務所から申請地までは車で約20分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、中央干拓の農地4筆、計118,300㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は301,941㎡です。トラクターや運搬車等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約24年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約40分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、本野地区、湯野尾町の農地2筆、計416㎡について、耕作を開始するため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は416㎡です。耕運機や草刈機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業を行います。譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、本野地区、下大渡野町の農地3筆、計2,648㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は16,782㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約46年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、長田地区、御手水町の農地1筆、251㎡について、耕作を開始するため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は251㎡です。管理機や軽トラック等の機械は所有しております。また、農業に約15年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番、高来町下与の農地2筆、計711㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は5,187㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約2分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

11番、小長井町大峰の農地1筆、1,337㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、9,092㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分ほどで

ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。議案第1号につきましては、以上となります。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番から6番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、借り入れる農地において年間を通し、スイカ、メロンを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、借り入れる農地において年間を通し、麦、大豆を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、借り入れる農地において年間を通し、馬鈴薯、ブロッコリー、カボチャを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、借り入れる農地において年間を通し、レタス、玉ねぎ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番から6番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、7番について本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、キュウリ、ネギ、トマトを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見

でした。ご審議をお願いします。

議 長 7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に8番については1番の委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、1番の委員の退席を求めます。
(1番委員退席)

議 長 それでは、8番について本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 1番委員の入場を求めます。
(1番委員・入場→着席)

議 長 次に、9番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ナス、ピーマンを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、10番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、白菜、玉ねぎを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

- 議 長 10番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、10番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、11番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 11番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、11番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第2号)
- 議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。
- 1番、小長井町大瀬の農地2筆合計451㎡を農業用施設用地とする転用申請です。追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準は、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、農業用施設ですので不許可の例外に該当します。本件は、昭和52年頃から農業用施設用地して利用しているものです。相続の手続きを行っている際に転用申請を行っていないことが判明したものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様に利用するため被害の発生は無いと思われます。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、現状のまま利用するため追加の資金は発生いたしません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。議案第2号につきましては、以上となります。
- 議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用施設用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

- 議 長 1 番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1 番は、申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第 3 号)
- 議 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。
- 1 番、小川町の農地 1 筆 5 4 6 m²について貸駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第 2 種農地に該当します。申請人は、管工事業を営んでおりますが、自身の経営する法人の駐車場が不足しているため、新たに 19 台分の駐車場を整備し、法人に貸付けるものです。土地の造成については、盛土を最高 0.80m 施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しております。
- 2 番、小野町の農地 1 筆 3 7 0 m²を園庭（敷地拡張）とする転用申請です。拡張後の敷地面積は 4,899.70 m²です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第 2 種農地に該当します。申請者は保育園を経営しておりますが、園児が体験学習を行うため、園庭を拡張し、果樹を植栽します。土地の造成はなく現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。
- 3 番、久山町の農地 1 筆 3 5 6 m²と併用地を合わせた合計 5,514.77 m²について分譲住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第 2 種農地に該当します。本件は、22 区画の分譲住宅用地を整備するものです。通常、造成のみの農地転用は認められませんが、農地部分の宅地造成を一般社団法人が行いますので、宅地造成の特例に該当します。土地の造成については、盛土を最高 1.8m 施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明書及び残高証明書で確認しています。都市計画法第 29 条開発許可申請中です。
- 4 番、報告第 3 号 1 番に関連するもので、5 月総会にて審議いただき、許可とされましたが、建物の配置に変更が生じたため一旦取下げし再申請となったものです。

長田町の農地3筆合計744.62㎡について建売住宅用地（2区画）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、2区画を造成し建売住宅を建築する計画となっています。土地の造成については盛土を最高0.60m、切土を最高0.20m施し、土留め工事を行い、土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内に設置する側溝から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

5番、多良見町野副の農地1筆13㎡について住宅用地（敷地拡張）とする転用申請です。拡張後の敷地面積は363.83㎡です。追認の申請となります。契約内容は所有権移転（贈与）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存敷地の拡張ですので不許可の例外に該当しております。本件は、平成6年頃から住宅用地の一部として利用していたもので、今回、土地の境界確認を行ったところ越境していることが判明したものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様に利用するため被害の発生は無いと思われます。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、現状のまま利用するため追加の資金は発生いたしません。また、農地を農地以外のものにしていたということで顛末書の提出がっております。なお、令和8年1月19日付けで農用地区域からの除外がなされております。

6番、森山町上井牟田の農地2筆合計1,247㎡の農地を事業用地（敷地拡張）とする転用申請です。拡張後の敷地面積は23,617㎡です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請者は食品卸売業を営んでおりますが、敷地内の駐車場が不足しているため、敷地を拡張し36台分の駐車場を整備するものです。土地の造成については、盛土を最高0.4m、切土を最高0.43m施しますが、アスファルトで舗装しますので、土砂等の流出の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。

7番、高来町坂元の農地1筆660㎡について特定建築条件付土地（2区画）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、2区画を造成し住宅を建築する計画となっております。土地の造成はなく現状のまま利用しますが、擁壁等により土砂等の流出を防ぎます。雨水は敷地内に敷設する側溝から道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、

資金については残高証明書で確認しています。議案第3号につきましては、以上となります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、貸駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、園庭(敷地拡張)に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番について真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、分譲住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。

委員 先日の地区別協議会でも質問をしたのですけれど、もう1回質問します。ここは喜々津から久山の方へぬける裏道で、最近、工業団地に行かれる方の通勤者の抜け道になっている。今回上がってきているお隣に、既に25区画の団地が造成されている。そこからシーサイド内にある喜々津東小学校まで通ってくる子供さんもいるので、児童数が増えている。ところが、その抜け道が法律的に許可のおりる道幅があると思うのですけれど、曲がりくねっていて、見通しも悪く、離合するのも大変な細い道なのです。また、新たに21軒の宅地ができるということで、交通問題も出てくると思う。それは農業委員会の範中でないと思うのですけれど、こういった団地のような大きな造成がある時には、それを含めて全体で話があるのか、市の方に任されているのかどうかをご質問したいと思います。

議長 事務局お願いします。

事務局 調整区域内の大規模な開発になりますので、都市計画法という法律の適用になります。都市計画法の対象のものにつきましては、開発支援課に申請が出された後に関係各課に対して意見書の照会を求められます。そこで道路の問題とか水道とか下水道とか、必要な手続きについての協議はそちらの方で行うようになっております。その他区域の所の森山町・飯盛町・高来町・小長井町・多良見町で言えば市街化区域に入っていない大草や伊木力の方については、諫早市環境保全条例の開発で、そちらも都市計画法と同じように開発支援課の方に申請が上がった後に事前協議で関係各課から指摘事項等が出され、それがクリアされて許可が下りるというような形になっています。

議長 開発支援課と協議がなされたということはあるのですか。

事務局 協議がなされてクリアしないと開発の許可も下りませんし、確認済みも出せません。また許可が下りませんと農地法での許可もできません。そういう形で確認をされています。

委員 もう少し現状を説明しますと、名切地区の方々の生活道路だったと思うのですよ。広い国道とか県道でなく、生活道路でなんとかやっこられていて、団地が広がって行って20軒増えたとかと思えば、また今度20軒増えるような、道路が足りないまま大きな宅地造成があることが、農地転用をする以前の問題としてかわる部署の方達がそこら辺を見ていらっしゃるのか。農地を転用することにもずっと出ていた場所だったので反対とか、そういうのはないのですけれど、農地の転用だけで済まない場合もあるのではないかと気になっていた。

議長 今、諫早市に土地利用政策策定検討協議会がある。ここの委員として、農業委員会の代表という形で席をおかしていただいている。そういう会議で農業委員会の意見として、農地転用と地域道路の在り方という形で、今まで地域で管理し地域の住民が生活道路として利用していたところが、諫早市の定住人口を増やすという名の基に宅地開発等になった時に、地域の元々の生活道路が困惑することがないようにということが農業委員会の総会で意見としてありましたということ述べさせていただきます。

議長 他に意見などはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、建売住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地(敷地拡張)に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、事業用地(敷地拡張)に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、特定建築条件付土地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号)

議 長 次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」についてご説明します。

先に補足説明と取り下げについて御説明します。１３ページをご覧ください。
１１番については、全体面積３，３７０㎡のうち、今回記載しております
２，０００㎡になっておりますので、補足して説明いたします。同じく１３番につ
いては、取り下げになりました。

１番と２番は借受人が同一の案件となります。１番、小野地区長野町の農地２筆、
２番、長野町の農地１筆、計３筆について、「新規設定による使用貸借２０年」で
の貸付けとなります。

３番から５番は借受人が同一の案件となります。３番、小野地区宗方町の農地２
筆、４番、小野島町の農地７筆、５番、小野島町の農地２筆、計１１筆について、
「新規設定による使用貸借１０年」での貸付けです。

６番、小野地区小野島町の農地１筆を新規設定による「使用貸借１０年」での貸
付けとなります。

７番から９番は借受人が同一の案件となります。７番、長田地区小豆崎町の農地
１筆、８番、小豆崎町の農地１筆、９番、小豆崎町の農地１筆、計３筆について、
「新規設定による使用貸借１０年」での貸付けとなります。

１０番、多良見町野川内の農地２５筆を「新規設定による貸貸借１０年」での貸
付けとなります。

１１番から１２番は借受人が同一の案件となります。１１番、多良見町野川内の
農地１筆（３，３７０㎡のうち２，０００㎡が対象）、１２番、多良見町野川内の
農地２筆、計３筆について、「新規設定による貸貸借１０年」での貸付けとなりま
す。

１４番、森山町田尻の農地４筆を「新規設定による使用貸借１０年」での貸付け
となります。

１５番、飯盛町中山の農地５筆を「新規設定による貸貸借１０年」での貸付けと
なります。

１６番、高来町金崎の農地１筆を「新規設定による使用貸借１０年」での貸付け
となります。

続きまして「議案第４号の農用地利用集積等促進計画の変更」について、御説明
いたします。

１７番、森山町田尻の農地１筆について設定を受ける者の変更を行う農用地利用
集積等促進計画となります。

以上、第４号議案の１番から１７番までの申出は、農地中間管理事業の実施に係
るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第
２号の要件を満たしています。また、１番から１７番までの農用地利用集積等促進
計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき
作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、１番から１７番について、何かご質問はありま
せんか。

委 員 多良見１１番、一応ここは農協が借りているので、トレーニングファームという

ことで、新たに借りるということで、11番については先程事務局から話があったように3,370㎡のうち新たに2,000㎡を借りるということだったのです。もう1つ取下げになった13番の3反ぐらいあるところの一部を借りているのですよ。あと2反5畝ぐらいは、そこは作るとか聞いたら、そこは作らんと言うので。中間管理を通すのなら、ちゃんとした手続きをしてもらいたいという思いで意見を述べさせてもらいました。

議長 非常に真っ当なご意見だと思います。あともって農協さんに農業委員会から意見を述べたいと思います。ちょっと調整をさせてもらいたいと思います。一応、確認と報告を取りながらやった方が良いでしょう。

事務局 今の話は、2日～3日前に委員から事務局の方に相談があって、一部の農地については解決済みです。農協さんの味方をする訳ではないですが、取下げになった13番の農地は5反3畝あり、所有者の方が農協さんに貸すようになっています。所有者の方はこの農地を借りてもらいたいお考えがあって、それなら貸すよという状況もあるかと思いますので、その辺は了承いただきたいと思います。

委員 私達が調査に行くですたい。10月にまた行くでしょう。その面積の一部だけ苗木が植えてあるとですよ。そこだけ見て私達は半分以上荒れていたら、緑色か黄色にするとですよ。それで良いですね。

事務局 利用状況調査について、1筆毎の判断になりますので今おっしゃられたとおりです。

委員 わかりました。

議長 1番から17番について、他に何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から17番は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から17番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第5号)

議長 次に、議案第5号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明します。

本案は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会に対し意見を求めているものです。内容につきましては、久山第4地区の276筆の中で、全て市街化調整区域内農地等が276筆、うち農地から農地以外への変更が257筆、うち農地から農地への変更が10筆、うち農地以外から農地への変更が9筆、予定されております。農地以外への地目変更が予定されているもので、許可不要案件を除く、転用履歴等が確認できなかった22件については、農地法の許可及び届出の確認が取れていないため、

農地法の手続きを要する旨回答したいと思います。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、第5号議案については、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、事務局が作成した議案のとおり回答することに決定いたします。

(議案第6号)

議 長 次に、議案第6号「次期農地利用最適化推進委員候補者の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「次期農地利用最適化推進委員候補者の件」についてご説明します。

農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、次期農地利用最適化推進委員候補者の募集を、令和8年1月26日から2月27日まで行いました。その結果、募集人数38名に対し39名の応募がありました。諫早市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規定第8条に基づき、諫早市農業委員候補者評価委員会へ評価を依頼したところ、資格要件、熱意、識見等の観点から慎重に審査・評価が行われ、別表1の候補者が適任であるとの評価結果の報告を受けました。このため、別表1の候補者を次期農地利用最適化推進委員候補者として決定することについてお諮りするものです。なお、最終的な議決や委嘱は、改選後の最初の農業委員会の総会にお諮りすることになりますので、本日の総会では、最終候補者の決定を行い、次期農業委員会へ申し送りすることとなります。以上、ご審議お願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、第6号議案については、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案のとおり次期農地利用最適化推進委員候補者として決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

中央地区から5件、有喜地区から1件、本野地区から1件、長田地区から2件、多良見地区から4件、森山地区から1件、高来地区から3件、小長井地区から1件、合計18件の届出が出ております。届出理由は、全て「相続により農地の所有権を取得したため」となっております。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

飯盛地区から1件、高来地区から3件、合計4件の通知が提出されております。解約の理由として、「耕作者を変更するため」、「都合により耕作できなくなったため」となっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、議案第3号4番と関連するものです。長田町の農地3筆合計744.62㎡を建売住宅用地とする許可申請が令和8年5月にあり、同月総会にて審議していただき許可相当としていただきましたが、建物の配置計画が変更となったため、取下となりました。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、城見町の農地1筆366㎡を学童保育の広場とする寄附の届出です。

2番、天満町の農地2筆合計440.20㎡を駐車場用地とする売買の届出です。報告については、以上となります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農地法第3条許可 11件

議案第2号 農地法第4条許可 1件

議案第3号 農地法第5条許可 7件

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画
に対する意見聴取の件 16件

議案第5号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件 1件

議案第6号 次期農地利用最適化推進委員候補者の件 1件

以上、審議件数は、全部で37件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和8年度諫早市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____